

平成24年9月5日宣告 捜査官

平成23年第○○号 傷害被告事件

判決

被告人

氏名

年齢

本籍

住居

聯繫 医師

検察官 立川英樹

弁護人(私選) 腹部達夫(主任), 矢野阿洋沙

主文

訴訟費用は被告人の負担とする。

この裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予する。

被告人は、

理由

(犯罪事實)

被告人は、

第1 平成19年2月26日午前7時30分ころ, [REDACTED]

[REDACTED]の当時の被告人において、妻である[REDACTED](当時[REDACTED])に対し、その顔面を手で殴打し、その両腕をつかんでその身体を床に敷きつけ、さらに、その背後から同女の頸部に腕を回して揉め付け、同所に敷

かれた布団上に同女を押しつけて馬鹿りになった上、その顔面を手で殴打するなどの暴行を加え、よって、同女に加療約1か月間を要する頸椎捻挫、腰椎捻挫、

左第3肋骨骨折の傷害を負わせ

第2 平成20年10月1日午後11時ころ、前記場所において、前記[REDACTED]（当時[REDACTED]歳）に対し、同女の背後からその頭髪をわしづかみにして、同所に敷かれた布団上に同女を引き倒し、その背面に馬鹿りになつた上、その頸部に腕を回して揉め付けるなどの暴行を加え、よつて、同女に加療約1か月間を要する頸椎捻挫、後頭部打撲、左肩鎖関節亜脱臼の傷害を負わせたものである。

(紙面) — 括弧内の数字は、検察官請求番号を示す。

判示事実全部について

証人[REDACTED]の公判供述

証人[REDACTED]に対する当裁判所の尋問調書

実況見分調書(甲5、不同意部分を除く)

判示第1の事実について

診断書(甲6)、診療録(検査関係事項照会回答書(甲7)中のもの)

捜査報告書(甲29、不同意部分を除く)

日記帳1冊(甲14、平成24年4月第4号の6)

判示第2の事実について

被告人の鑑察官調書(乙4)

捜査報告書3通(甲30、31、いづれも不同意部分を除く、甲25)

診断書(甲9)

日記帳1冊（甲15、平成24年押第4号の7）

（事実認定の補足説明）

弁護人は、①判示第1の事実について、被告人は（以下、「」）といふ）に対し、暴行行為など一切行っていない、②判示第2の事実について、被告人は、被告人の薬剤を物色するなどの行動に出たを制止し、退去させるためを押し倒して羽交い締めにしたような感じになつたが、判示のような暴行行為はしておらず、また、暴行、傷害の故意はなかった旨主張し、被告人も当公判庭においてそれに沿う供述をしている。

しかしながら、証人は、当公判庭において、判示各事実に沿う供述（以下、「証言」という）をしているところ、その供述は、判示第1の事実の関係では、翌日にが受診した際の診断書（甲6）、当時の写真（甲29の検査報告書中のもの）、作成の日記（甲14、日記には日々の出来事、被告人に対する好意、夫婦間の私的な事項等についても記載がある）の内容と符合しており、判示第2の事実の関係では、翌日にが受診した際の診断書（甲9）、当時の写真（甲30、31の各検査報告書中のもの）、証人医師に対する当裁判所の尋問調書（以下、「証言」という）；翌日の被告人の発言（甲25）、作成の日記（甲15）の内容と符合し、被告人も検査段階において暴行の事実を認めていた（乙4）ものであつて、その信用性は高いといふべきである。

①について、弁護人は、レントゲンフィルムの画像からは骨折線が認められないから骨折は生じていない、と主張する。しかし、「証言は、レントゲンフィルムの画像からは骨折線が認められない場合でも、診察をした医師が患者への問診等を総合判断して骨折と診断することはできる旨を証言していく、専門家の判断として

不合理的な点はうかがえない。また、弁護人が指摘する「の被害後の行動についても受傷の程度がさほど重大なものでなかつたことをうかがわせるものではあるが、被害の事実に疑いを容れるものではない。」

②については、「証言は、診察時、の顔全体、特にほほの部分がうつ血して赤黒くなつており、その程度は重く、は主人から叩打し新めにされて首を絞められたと嘗つており、首を絞められたことにによりうつ血したものと考えたというのであつて、被害の事実に疑いを容れるものではない。」

（法令の適用）

罰	条	いすれにも刑法204条
刑種の選択	条	いすれも懲役刑
併合罪加重	条	刑法45条前段、47条本文、10条（犯情の重い判示第2の罪に法定の加重）
刑の執行猶予	条	刑法25条1項
訴訟費用の負担	条	刑法181条1項本文（量刑の理由）
本件は、医師である被告人が、平成24年2月に婚姻した妻に対して判示の暴行を加えて傷害を負わせたといふ2件の傷害の事案である。		
犯行の動機は、家庭生活における被害者である妻の言動に立腹したという身勝手で気絶的なものであり、各傷害の結果も軽くはない。		
特に、判示第2の犯行後、被告人夫婦に別居するに至つていて、かなりの暴行であった。にもかかわらず被告人は上記のとおり事実を否認し、被害者に対して慰藉の措置を講じておらず、被害感情が激しいのも当然である。		

他方、婚姻前後から、両者は夫婦げんかを繰り返しながらも、平成20年10月2日まで同居を継続していたこと、被害者においても、被告人から暴力をふるわれた際には、反論や被告人を平手打ちしたり、物を破壊するなどの反撃に出で、被告人も受傷していたこと（弁10、12、13）、判示第2の被害直後に被害者が被告人に送信したメールの内容（「気を付けね。無茶な運転はしたらあかんよ。約束してくださいね。」、弁15）などを総合すると、暴行、傷害の程度は極めて重大なものとまではいえず、その経緯を含めて被告人に一方的に責任を負わせることはできないといふべきである。また、被告人にはこれまで前科はなく、医師として社会的な貢献をしてきたことなどの、被告人のために有利な事情がある。

そこで以上を総合して主文のとおり量刑した。

よつて主文のとおり判決する。

（求刑・懲役2年6か月）

平成24年9月14日

奈良地方裁判所 支部

裁判官 松尾昭彦

このは謄本である
平成24年9月19日
奈良地方裁判所審配官 荒木香希